

みやぎ蔵王温泉郷ロゴマーク利用規程概要

1 みやぎ蔵王温泉郷ロゴマークの利用規程について

○ロゴマークを多くの方に利用してもらうため、ロゴマークの利用に関し、必要な事項を定める。

2 ロゴマークの利用に係る手続きについて

ロゴマークを利用される方は、申請または届出により使用することができる。

【申請】

○ロゴマークを利用する者は、事前に宮城県大河原地方振興事務所に申請し、承認が必要。

○対象：届出の対象以外のもの

【届出】

○以下の対象者は申請不要だが、ロゴマークの使用状況を把握するため、利用開始後1か月以内に届出が必要。

○対象：みやぎ蔵王温泉郷を構成する宿泊施設

商工関係団体

観光協会

国及び市町村

3 利用期間

○承認・届出の日から翌々年度末まで（更新は妨げない）

4 利用料 無料

5 利用禁止例

	変形		追記
	飾り付け		文字色、字体の変更

6 みやぎ蔵王温泉郷ホームページ（利用規程、ロゴマークダウンロード等）

<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/oksgsin-e/miyagizao-onsen.html>